１．件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内１、２号機（９４９））」
２． 日時：令和２年７月３１日　１３時３５分～１５時００分
３． 場所：原子力規制庁内会議室
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）　担当者３名

九州電力株式会社：　担当者５名

５．要旨
（１）九州電力株式会社から、令和２年６月１８日付けで申請のあった川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画変更認可申請（内部溢水による管理区域外への漏えいの防止）について、資料１に基づき、説明があった。これに対し、原子力規制庁は、引き続き確認することとした。

（２）また、九州電力株式会社から、資料２及び資料３に基づき、不開示情報のマスキング箇所に係る説明があった。これに対し、原子力規制庁は、審査の過程等において公開している情報の扱いについて検討するよう伝えた。

（３）九州電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

（４）なお、本ヒアリングは、事業者から対面での面談開催の希望があったため、令和２年６月２４日原子力規制委員会「新型コロナウィルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」に基づき、対面で実施した。

６．その他
提出資料：
資料１　設計及び工事の計画に係る資料
＜発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書＞（※非公開）
資料２　玄海原子力発電所及び川内原子力発電所　発電用原子炉設置変更許可申請書のマスキングの考え方について（特定重大事故等対処施設に対する有毒ガス防護）
資料３　特重設工認申請のうち有毒ガスBF変認におけるマスキングの考え方について

※提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条に定める不開示情報を含むため、平成２９年４月２６日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上